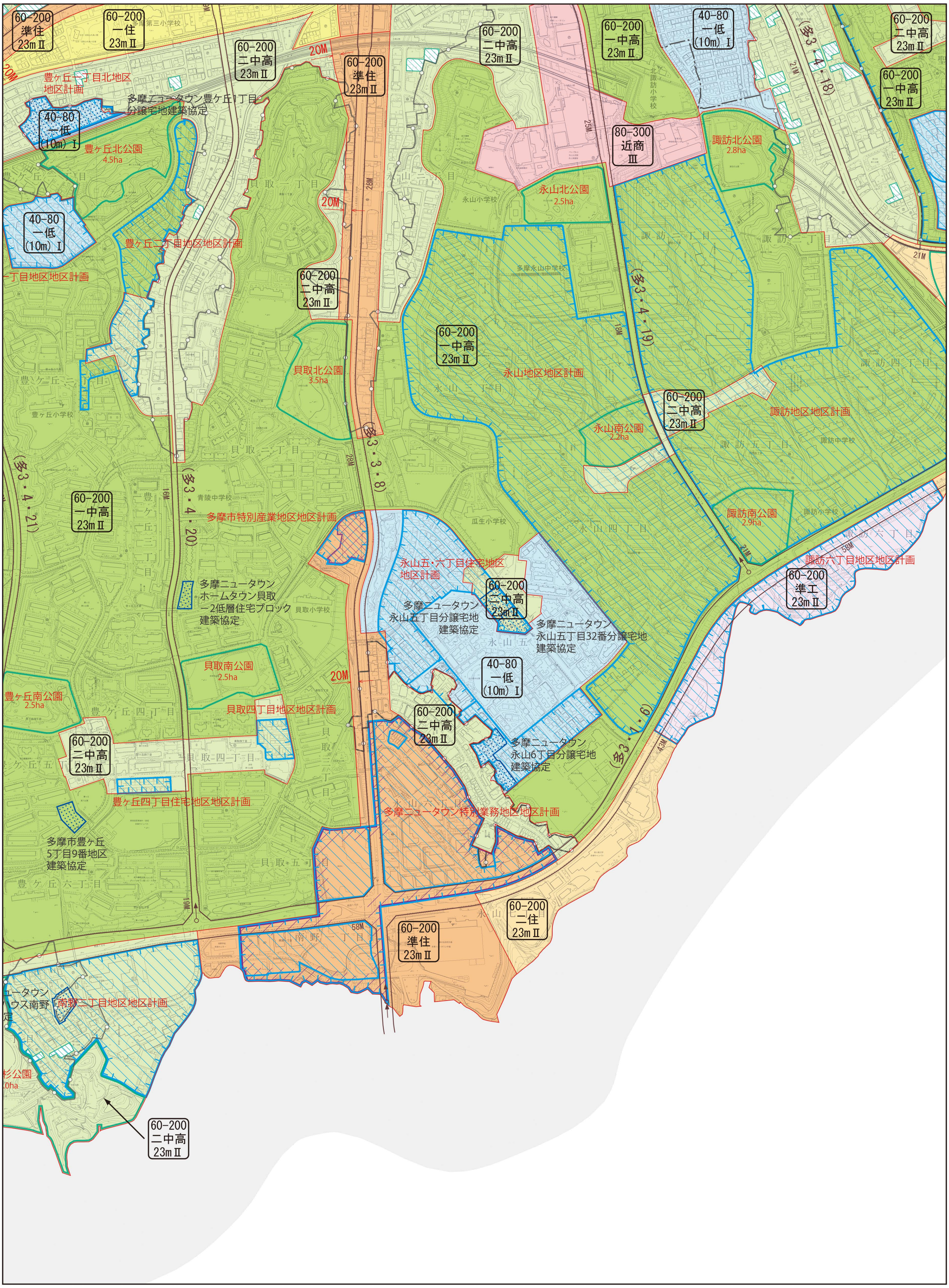
60-200 準住 23mⅡ
60-200 一住 23mⅡ
多摩第三小学校
60-200 二中高 23mⅡ
60-200 準住 23mⅡ
60-200 二中高 23mⅡ
60-200 一中高 23mⅡ
40-80 一低 (10m) Ⅰ
60-200 二中高 23mⅡ
60-200 一中高 23mⅡ
20M
豊ヶ丘一丁目北地区地区計画
多摩ニュータウン豊ヶ丘1丁目分譲宅地建築協定
40-80 一低 (10m) Ⅰ
豊ヶ丘北公園 4.5ha
40-80 一低 (10m) Ⅰ
豊ヶ丘二丁目地区地区計画
一丁目地区地区計画
貝取一丁目
永山一丁目
永山小学校
北諏訪小学校
80-300 近商 Ⅲ
25M
28M
20M
諏訪北公園 2.8ha
永山北公園 2.5ha
諏訪二丁目
諏訪三丁目
(多3・4・18)
21M
多摩永山中学校
60-200 二中高 23mⅡ
60-200 一中高 23mⅡ
(多3・4・19)
18M
貝取北公園 3.5ha
永山地区地区計画
永山三丁目
諏訪四丁目
60-200 二中高 23mⅡ
諏訪地区地区計画
永山南公園 2.2ha
諏訪五丁目
諏訪中学校
豊ヶ丘二丁目
豊ヶ丘小学校
(多3・3・8)
貝取二丁目
(多3・4・21)
60-200 一中高 23mⅡ
16M
豊ヶ丘三丁目
(多3・4・20)
青陵中学校
28M
多摩市特別産業地区地区計画
瓜生小学校
永山四丁目
諏訪南公園 2.9ha
諏訪小学校
諏訪六丁目
58M
21M
諏訪六丁目地区地区計画
60-200 準工 23mⅡ
永山五・六丁目住宅地区地区計画
60-200 二中高 23mⅡ
多摩ニュータウン永山五丁目分譲宅地建築協定
多摩ニュータウン永山五丁目32番分譲宅地建築協定
多摩ニュータウンホームタウン貝取ー2低層住宅ブロック建築協定
貝取小学校
永山五丁目
40-80 一低 (10m) Ⅰ
貝取南公園 2.5ha
20M
豊ヶ丘南公園 2.5ha
貝取四丁目地区地区計画
豊ヶ丘四丁目
60-200 二中高 23mⅡ
60-200 二中高 23mⅡ
豊ヶ丘五丁目
貝取四丁目
貝取三丁目
多摩ニュータウン永山6丁目分譲宅地建築協定
(多3・1・6)
43M
豊ヶ丘四丁目住宅地区地区計画
多摩ニュータウン特別業務地区地区計画
永山六丁目
多摩市豊ヶ丘5丁目9番地区建築協定
貝取五丁目
豊ヶ丘六丁目
19M
60-200 二住 23mⅡ
永山七丁目
60-200 準住 23mⅡ
南野一丁目
58M
ニュータウン ウス南野 定
南野二丁目地区地区計画
杉公園 .0ha
60-200 二中高 23mⅡ

凡 例 1

用途地域種別		建蔽率(%)	容積率(%)	高度地区	防火・準防火地域	① 規制される日影時間					
						規制値	対象建築物	5mを超える範囲	10mを超える範囲	②測定水平面	備考
🟦 ▨	第一種低層住居専用地域	30	60	第１種高度地区（絶対高さ10m）	指定なし	(一)	軒高が7mを超えるか、または地上3階以上の建築物	3時間以上	2時間以上	1.5m	対象建築物のある地域と、日影を落とす地域とが異なっている場合は、それぞれ落とす地域について、①（規制される日影時間）及び、②（測定水平面）が適用されます。
		40	80								
		40	80			(二)		4時間〃	2.5時間〃		
🟩	第一種中高層住居専用地域	50	150	23m第２種高度地区	準防火地域	(一)	高さが10mを超える建築物	3時間〃	2時間〃	4m	
		60	200					3時間〃	2時間〃		
🟩 ▨ 🟩	第二種中高層住居専用地域	50	150	17m第１種高度地区	準防火地域			3時間〃	2時間〃		
		50	150			(二)		4時間〃	2.5時間〃		
		50	150	23m第２種高度地区		(一)		3時間〃	2時間〃		
		60	200					3時間〃	2時間〃		
🟨	第一種住居地域	60	200	23m第２種高度地区	準防火地域	(一)		4時間〃	2.5時間〃		
🟧 ▨ ▩ 🟧	第二種住居地域	60	200	23m第２種高度地区	準防火地域	(一)		4時間〃	2.5時間〃		
		60	200			(二)		5時間〃	3時間〃		
		60	200	指定なし	防火地域	指定なし					
		60	300	29m第３種高度地区	準防火地域	(二)	高さが10mを超える建築物	5時間以上	3時間以上	4m	
		60	300	指定なし				5時間〃	3時間〃		
		80	300		防火地域			5時間〃	3時間〃		
🟧	準住居地域	60	200	23m第２種高度地区	準防火地域	(一)		4時間〃	2.5時間〃		
		60	300	29m第２種高度地区				4時間〃	2.5時間〃		
🟥	近隣商業地域	80	300	第３種高度地区	準防火地域	(二)		5時間〃	3時間〃		
		80	300	指定なし		指定なし					
🟥	商業地域	80	400	指定なし	防火地域	指定なし					
		80	500								
		80	600								
		80	700								
🟪	準工業地域	60	200	23m第２種高度地区	準防火地域	(一)	高さが10mを超える建築物	4時間以上	2.5時間以上	4m	

第一種低層住居専用地域は、用途地域で10mの絶対高さ制限が指定されています。

※本図の都市計画はその概略を示すもので詳細については指定図書を縦覧して下さい。

凡 例 2

―	用途地域等境界線
⇢	都市計画道路
○―○―○	区画整理区域界
―・―	新住事業区域界
▭	市街化調整区域界
▨	特別工業地区
▨	特別業務地区
▩	特別産業地区
▨	生産緑地地区
▭	都市計画公園・都市計画緑地
░	特別緑地保全地区
▭	地区計画区域
▨	地区整備計画区域
▩	市街地再開発地区・地区計画区域・地区整備計画区域・高度利用地区
▭	一団地の住宅施設

※本図に示す建築協定を表す線は、その概略を示すものです。

そ の 他

░	建築協定

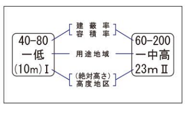
40-80
一低
(10m) Ⅰ
建蔽率
容積率
用途地域
(絶対高さ)
高度地区
60-200
一中高
23mⅡ

▼高度地区の種類

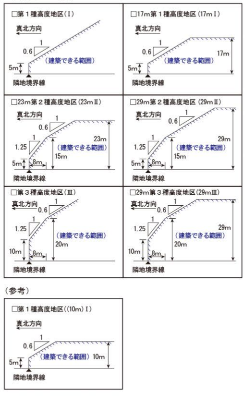
□第１種高度地区（Ⅰ）
真北方向
1
0.6
5m
（建築できる範囲）
隣地境界線
□17m第１種高度地区（17mⅠ）
真北方向
1
0.6
5m
（建築できる範囲）
17m
隣地境界線
□23m第２種高度地区（23mⅡ）
真北方向
1
0.6
1
1.25
5m
8m
15m
23m
（建築できる範囲）
隣地境界線
□29m第２種高度地区（29mⅡ）
真北方向
1
0.6
1
1.25
5m
8m
15m
29m
（建築できる範囲）
隣地境界線
□第３種高度地区（Ⅲ）
真北方向
1
0.6
1
1.25
10m
8m
20m
（建築できる範囲）
隣地境界線
□29m第３種高度地区（29mⅢ）
真北方向
1
0.6
1
1.25
10m
8m
20m
29m
（建築できる範囲）
隣地境界線
（参考）
□第１種高度地区（(10m) Ⅰ）
真北方向
1
0.6
5m
（建築できる範囲）
10m
隣地境界線

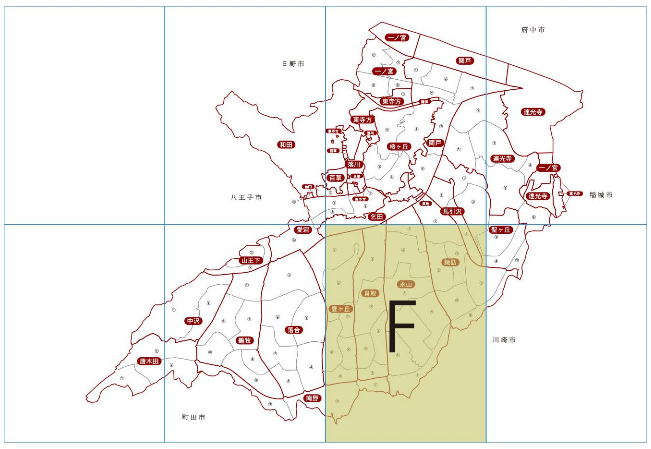
府中市
日野市
八王子市
稲城市
川崎市
町田市
一ノ宮
関戸
東寺方
連光寺
和田
落川
百草
桜ヶ丘
乞田
馬引沢
聖ヶ丘
愛宕
山王下
貝取
永山
諏訪
豊ヶ丘
中沢
鶴牧
落合
唐木田
南野
F